

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年5月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200910号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300020号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①から⑧までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑧までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①及び⑥について、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①及び⑥の別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月25日
② 平成23年12月
③ 平成24年7月
④ 平成24年12月
⑤ 平成25年7月
⑥ 平成25年12月
⑦ 平成26年7月
⑧ 平成26年12月

私がA社に勤務していた請求期間①から⑧までの標準賞与額の記録がない。

請求期間①から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までについて、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から別表の第1欄に掲げる賞与支給日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与が支給され、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い額である第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間②から⑧までの賞与支給日については、賞与明細書に賞与支給日の記載がないことから、事業主の陳述のとおり、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とする。

なお、事業主は、請求期間①から⑧までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所。以下「年金事務所」という。）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①及び⑥に係る標準賞与額について、賞与明細書により、別表の第2欄に掲げる賞与額に見合う標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりいずれも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び⑥に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①及び⑥における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

| 請求 期間 | 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 | 第5欄 |
|----------|-------------|------------------------|-----------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| | 賞与支給日 | 賞与支給額 に基づく 標準賞与額 | 厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額 | 厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額 | 厚生年金保険法 第75条本文 訂正による 標準賞与額 |
| ① | 平成19年12月25日 | 18万円 | 17万6,000円 | 17万6,000円 | 18万円 |
| ② | 平成23年12月25日 | 19万2,000円 | 19万2,000円 | 19万2,000円 | — |
| ③ | 平成24年7月25日 | 19万7,000円 | 19万7,000円 | 19万7,000円 | — |
| ④ | 平成24年12月25日 | 19万7,000円 | 19万7,000円 | 19万7,000円 | — |
| ⑤ | 平成25年7月25日 | 20万2,000円 | 20万2,000円 | 20万2,000円 | — |
| ⑥ | 平成25年12月25日 | 20万2,000円 | 19万8,000円 | 19万8,000円 | 20万2,000円 |
| ⑦ | 平成26年7月25日 | 20万7,000円 | 20万7,000円 | 20万7,000円 | — |
| ⑧ | 平成26年12月25日 | 20万7,000円 | 20万7,000円 | 20万7,000円 | — |